

議 案 第 3 1 号

磐田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

磐田市子ども・子育て会議条例（平成２５年磐田市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改め、同条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

- (3) 法第５４条の２第３項に規定する特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

磐田市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正案
(所掌事務) 第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。 (1) 略 (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 (追加) <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略	(所掌事務) 第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。 (1) 略 (2) 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 <u>(3) 法第54条の2第3項に規定する特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関すること。</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略